

令和3年2月定例会議事録

令和3年
第2回羽島市農業委員会議事録

羽島市農業委員会

1. 開催日時 令和3年2月8日(月) 午後1時30分～午後2時10分

2. 開催場所 羽島市役所本庁舎4階 第1会議室

3. 出席農業委員(16名)

1番	西川	ひとみ	2番	田中	敏信	3番	伊藤	克巳
4番	石原	晃	5番	大井	幸男	6番	花村	直良
7番	森川	朝子	8番	加藤	芳正	9番	時田	昌子
10番	山田	倉造	11番	浅野	喜代子	12番	服部	春彦
13番	佐藤	文恵	14番	宮田	圭	15番	大曾根	佳明
16番	岩田	悟						

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名者の指名について

第2 議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第3 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

第4 議案第8号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

第5 報告第4号 農地法第3条の3の規定による届出報告について

第6 報告第5号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告について

第7 報告第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について

6. 農業委員会事務局職員及び関係職員

産業振興部長 永田 久男 農政課長 渡邊 誠

農政企画担当課長(兼)農政係長 柴田 真佐雄 事務局長 柴田 泰宏

局長補佐 横山 健司 農地係長 片山 真理子

7. 会議の概要

○事務局長 「本日の出席委員は16名全員で、在任する委員の過半数に達しておりますので総会は成立しております。
それでは、羽島市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を岩田会長にお願いいたします。」

○議長 委員各位に委員会への出席のお礼を述べ、第2回羽島市農業委員会の開会を宣言する。

第1 議事録署名者の指名について

○議長 本日の議事録署名者を指名にて決定する旨を告げ、14番委員及び1番委員を指名する。

第2 議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○議長 『議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について』の内、番号2番を上程するが、議席番号〇〇番委員に関する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議終了まで退席を命じる。

(〇〇番委員退室)

「それでは、事務局に説明を求めます。」

○局長補佐 「番号2番は農地の売買であり、申請地は、合計面積1,972㎡の2筆、地目は田で、農業振興地域内農用地区域外の農地と、農用地区域内の農地が1筆ずつであります。

譲受人は、経営面積が4,831.1アールあり、羽島市の定める別段の面積40アールを満たしております。また、申請地は自宅から約600mから800mの場所にあり、その他、農地法第3条の不許可事由には該当せず、許可要件の全てを満たしているものと考えます。

以上1件について、ご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第6号の内、番号2番について許可決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第6号の内、番号2番については、許可決定といたします。ここで、〇〇番委員の除斥を解きます。」

(〇〇番委員入室)

「続いて、議案第6号の内、番号3番から11番について議題といたします。事務局より説明願います。」

○局長補佐 「番号3番は農地の売買であり、申請地は、面積231㎡の1筆、地目は田で、農業振興地域内農用地区域外の農地です。

譲受人は、経営面積が44.7アールあり、羽島市の定める別段の面積40アールを満たしております。また、申請地は自宅から約300mの場所にあり、その他、農地法第3条の不許可事由には該当せず、許可要件の全てを満たしているものと考えます。

続いて、番号4番と5番は関連した案件のため、まとめてご説明いたします。まず、番号4番は農地の贈与です。申請地は、面積247㎡の1筆、地目は田で、農業振興地域内農用地区域外の農地です。

次に、番号5番は使用貸借権の設定です。申請地は、面積552㎡の1筆、地目は畑で、農業振興地域内農用地区域外の農地です。

譲受人及び借受人は、現時点では、経営面積が33.7アールであり、羽島市の定める別段の面積40アールを下回っておりますが、今回の番号4番と5番の合計面積799㎡を加えることにより、41.6アールとなり、下限面積の要件を満たすこととなります。また、申請地は自宅から約350mの場所にあり、その他、農地法第3条の不許可事由には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

続いて、番号6番と7番は関連した案件のため、まとめてご説明いたします。

まず、番号6番は農地の売買です。申請地は、面積460㎡の1筆、地目は田で、農業振興地域内農用地区域外の農地です。

次に、番号7番は農地の売買です。申請地は、面積456㎡の1筆、地目は田で、農業振興地域内農用地区域外の農地です。

譲受人は、経営面積が49.1アールあり、羽島市の定める別段の面積40アールを満たしております。また、申請地は自宅から約200mの場所にあり、その他、農地法第3条の不許可事由には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

続いて、番号8番は農地の売買です。申請地は、合計面積1,501㎡の2筆、地目は田で、農用地区域内の農地です。

譲受人は、経営面積が78.7アールあり、羽島市の定める別段の面積40アールを満たしております。また、申請地は自宅から約1.1km、自動車です約25分の場所にあり、その他、農地法第3条の不許可事由には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

続いて、番号9番は農地の売買です。申請地は、面積955㎡の1筆、地目は田で、農用地区域内の農地です。

譲受人は、経営面積が47アールあり、羽島市の定める別段の面積40アールを満たしております。また、申請地は会社の事務所からは約100m、また、自宅から約500mの場所にあり、その他、農地法第3条の不許可事由には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

続いて、番号10番は、農地の贈与です。申請地は、面積138㎡の1筆、地目は田で、農業振興地域内農用地区域外の農地です。

譲受人は、経営面積が65.7アールあり、羽島市の定める別段の面積40アールを満たしております。また、申請地は自宅から約700mの場所にあり、その他、農地法第3条の不許可事由には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

続いて、番号11番は農地の売買です。申請地は、合計面積1,981㎡の3筆、地目は田で、農用地区域内の農地です。

譲受人は、経営面積が58.4アールあり、羽島市の定める別段の面積40アールを満たしております。また、申請地は自宅から約3.5kmの場所にあり、その他、農地法第3条の不許可事由には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

以上9件について、ご審議をお願いします。」

- 議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はありませんか。」
- 委員 (質問、意見なし)
- 議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第6号の内、番号3番から11番について許可決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」
- 委員 (挙手、多数)
- 議長 「賛成が多数ですので、議案第6号の内、番号3番から11番については、許可決定いたします。」
-

第3 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

- 議長 長 『議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』の内、番号2番を上程するが、議席番号〇〇番委員に関係する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議終了まで退席を命じる。

(〇〇番委員退室)

「それでは、事務局に説明を求めます。」

- 農地係長 「番号2番については、転用事業者は、申請地を取得し、乾燥調整施設を建築したいとの申請です。
申請地は、区域内の農地が10ha未満の区域に位置するため第2種農地に分類され、農地法第5条第2項第2号、『申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成できない場合』の規定を適用して許可相当となるものです。
申請地の北側は宅地、東側は田、南側は道路、西側は水路となっております。西側の水路は、トラックが出入りしやすいように一部を暗

渠にし、また農地境界にはコンクリートブロックを設置し周囲の営農に支障のないようにします。

以上1件について、ご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 「取得される4筆全体に乾燥調整施設を建築される計画ですか。」

○農地係長 「乾燥調整施設自体が4筆全体に跨るわけではありませんが、トラック等の転回スペースも必要なため、これだけの面積が必要となります。」

○委員 「このような施設の場合、転用目的は農業用倉庫ではなく乾燥調整施設としなければならないものですか。」

○農地係長 「あくまでも申請書に記載された転用目的どおりに議案書には掲載しております。」

○議長 「他にご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第7号の内、番号2番について許可相当として意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第7号の内、番号2番については、許可相当として意見を決定いたします。ここで、〇〇番委員の除斥を解きます。」

(〇〇番委員入室)

「続いて、議案第7号の内、番号3番から8番について議題といたします。事務局より説明願います。」

○農地係長

「番号3番については、転用事業者は、父所有の申請地を借りて分家住宅を建築したいとの申請です。

申請地の周囲は住宅が連たんしている市街化の傾向が著しい区域となり、原則転用可能な第3種農地に分類されます。

申請地の北側・東側は宅地、南側は父所有の畑、西側は道路となっており、周囲の営農に支障のないようにします。

続いて、番号4番については、転用事業者は、障害者福祉サービスの事業を行っている社会福祉法人であり、事業拡大に伴い、不足する従業員の駐車場に利用したいとの申請です。

申請地は、区域内の農地が10ha未満の区域に位置するため第2種農地に分類され、農地法第5条第2項第2号、『申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成できない場合』の規定を適用して許可相当となるものです。

申請地の北側・南側は宅地、東側・西側は水路となっており、周囲には柵板を設け土砂の流出を防ぎます。

続いて、番号5番については、転用事業者は、こども園を経営する社会福祉法人であり、申請地を取得して、不足する職員及び来園者用の駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は、区域内の農地が10ha未満の区域に位置するため第2種農地に分類され、農地法第5条第2項第2号、『申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成できない場合』の規定を適用して許可相当となるものです。

申請地の南側・西側は道路、東側は畑、北側は宅地となっており、周囲にはコンクリートブロックを設け周囲の営農に支障のないようにします。

続いて、番号6番については、転用事業者は、申請地の隣地において自動車販売業を営んでおり、事業拡大に伴い、申請地を取得して自身の経営する会社へ貸車両置き場として利用したいとの申請です。

申請地は、区域内の農地が10ha未満の区域に位置するため第2種農地に分類され、農地法第5条第2項第2号、『申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成できない場合』の規定を適用して許可相当となるものです。

申請地の北側・南側は水路、東側は田、西側は雑種地となっており、東側・南側にはコンクリートブロックを設け周囲の営農に支障のないようにします。

続いて、番号7番については、転用事業者は、父所有の申請地を借りて分家住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、区域内の農地が10ha未満の区域に位置するため第2種農地に分類され、農地法施行規則第33条第4項、『周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に隣接して設置されるもの』の規定を準用して許可相当となるものです。

申請地の北側・東側は宅地、南側は道路、西側は畑となっており、周囲にはコンクリートブロックを設置し周囲の営農に支障のないようにします。

続いて、番号8番については、転用事業者は、父所有の申請地を借りて分家住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、区域内の農地が10ha未満の区域に位置するため第2種農地に分類され、農地法施行規則第33条第4項、『周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に隣接して設置されるもの』の規定を準用して許可相当となるものです。

申請地の北側は父所有の畑、西側・南側は道路、東側は畑となっており、周囲にはコンクリートブロックを設置し周囲の営農に支障のないようにします。

以上6件について、ご審議をお願いします。」

- 議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」
- 委員 「番号4番の社会福祉法人は、具体的にはどのような活動をされているのですか。」
- 農地係長 「主に障害者の支援活動やデイサービス等の介護関係の活動をされており、今回の申請地の周辺においても幾つか施設を経営されています。」
- 委員 「番号6番について、申請地の隣地において自動車販売業を既に営んでおり、地目は雑種地であるとの説明であったが、どのような事業を行っているのですか。また、その隣地は所有されているのですか。」
- 農地係長 「過去に農地転用許可を取得し、今回と同様に土地を借りて貸車両置き場として利用されています。」

- 議長 「他にご質問等はございませんか。」
- 委員 (質問、意見なし)
- 議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第7号の内、番号3番から8番について許可相当として意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」
- 委員 (挙手、多数)
- 議長 「賛成が多数ですので、議案第7号の内、番号3番から8番については、許可相当として意見を決定いたします。」
-

第4 議案第8号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

- 議長 『議案第8号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について』のうち、番号18番から21番を上程するが、議席番号〇〇番委員に関係する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議終了まで退席を命じる。

(〇〇番委員退室)

「それでは、事務局に説明を求めます。」

- 農地係長 「番号18番から21番については、〇〇〇〇が、合計面積10,023㎡について、利用権設定をするものです。以上4件について、ご審議をお願いします。」
- 議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」
- 委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第8号の内、番号18番から21番について、異議がないものとして意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第8号の内、番号18番から21番については、異議がないものとして意見を決定いたします。ここで、○番委員の除斥を解きます。」

(○○番委員入室)

続いて、議案第8号の内、番号23番を上程するが、議席番号○○番委員に係る事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議終了まで退席を命じる。

(○○番委員退室)

「それでは、事務局に説明を求めます。」

○農地係長 「番号23番については、○○○○が、面積370㎡について、利用権設定をするものです。

以上1件について、ご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第8号の内、番号23番について、異議がないものとして意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第8号の内、番号23番については、異議がないものとして意見を決定いたします。ここで、〇〇番委員の除斥を解きます。」

(〇〇番委員入室)

「次に、議案第8号の内、番号22番、24番、25番、26番及び27番について議題といたします。事務局より説明願います。」

○農地係長 「番号22番については、〇〇〇〇が、合計面積1,192㎡について、利用権設定をするものです。

番号24番から27番については、〇〇〇〇が、利用権設定するものですが、その内訳は、使用貸借として合計面積4,666㎡、10アールあたり30 kilogramsの賃貸借として合計面積6,832㎡、10アールあたり20 kilogramsの賃貸借として合計面積3,635㎡、10アールあたり15 kilogramsの賃貸借として合計面積1,546㎡となっています。

以上5件について、ご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第8号の内、番号22番、24番、25番、26番及び27番について、異議がないものとして意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第8号の内、番号22番、24番、25番、26番及び27番については、異議がないものとして意見を決定いたします。」

- 第 5 報告第 4 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出報告について
- 第 6 報告第 5 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出報告について
- 第 7 報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出報告について

○議 長 『報告第 4 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出報告について』、
『報告第 5 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出報告について』、
『報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出報告について』を一括上程し、事務局に報告を求める。

○局長補佐 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、会議時間の短縮を図るため、説明は省略させていただきたい旨述べる。

○議 長 本日の議事が全て終了した旨を述べ、会議の閉会を宣言する。